

平成19年度税制改正対応版

Q&A

# かんたん 相続税



榎 会 計 事 務 所

〒540-0032 大阪市中央区天満橋京町2番6号 天満橋八千代ビル別館7F  
TEL (06) 6946-8878(代) FAX (06) 6943-0276

URL <http://homepage3.nifty.com/lucky8p/>

# はじめに

相続については、「うちには財産がないから関係ない」「身内の相続の話はしたくない」「親が亡くなってから考えればいい」などとお考えの方が多いのではないでしょうか。

しかしながら、それほどの資産はないと思っている方でも、自宅や預貯金、あるいは生命保険金などに思わぬ税金がかかってしまうケースがあるので、相続税の事前対策は重要な問題です。

本冊子は、平成19年度税制改正の内容を踏まえつつ相続対策を考える一助となるように、相続税の基本についてできるかぎり簡潔にわかりやすくまとめています。相続対策の手引きとしてご活用いただければ幸いです。

## 目次

### 平成19年度の相続税の主な改正点 ..... 1

#### I

#### 相続税ってどんな税金？

- Q 1: 相続税がかかるときは？ ..... 2
- Q 2: 相続税のかかる財産は？ ..... 3
- Q 3: 相続税の計算方法は？ ..... 4
- Q 4: 相続税の負担額は？ ..... 6

#### II

#### 財産は、誰に、どのように相続されるのか？

- Q 5: 財産を相続する人と相続割合は？ ..... 7
- Q 6: 法定相続分よりも多く残したいときは？ ..... 9
- Q 7: きちんと遺言を残すには？ ..... 10

#### III

#### 相続財産はどのように評価されるのか？

- Q 8: 土地はどのように評価されるのか？ ..... 11
- Q 9: 宅地はどのように評価されるのか？ ..... 12
- Q 10: 建物はどのように評価されるのか？ ..... 13
- Q 11: 土地を他人に貸しているときは？ ..... 13
- Q 12: 土地の上に自分の賃貸アパート等が建っているときは？ ..... 13
- Q 13: 有価証券の評価は？ ..... 14
- Q 14: 取引相場のない種類株式の評価は？ ..... 14
- Q 15: 預貯金やゴルフ会員権、その他の動産の評価は？ ..... 15
- Q 16: 生命保険金や死亡退職金の相続税は？ ..... 15

#### IV

#### 相続税の申告・納付のスケジュールは？

- Q 17: 相続税の申告と納付は？ ..... 16
- Q 18: 現金での一括納付が難しいときは？ ..... 16
- 申告までのスケジュール ..... 17



# 平成19年度の相続税の主な改正点

取引相場のない株式等についての相続時精算課税の特例の創設や、種類株式の相続税等の評価方法の明確化など、中小企業の事業承継に活用できる改正がありました。

## 1 取引相場のない自社株式等の相続時精算課税の特例の創設

早期の計画的な中小企業の事業承継を促進するため、経営者（親）から後継者となる子（代表者になる場合）へ、取引相場のない自社株式等を贈与する場合、一定の要件を満たせば、親の年齢が5歳引き下げられ、60歳以上から相続時精算課税が適用可能になり、従来の2,500万円の非課税枠が500万円増えて、3,000万円となります。

●平成19年1月1日～平成20年12月31日の間の贈与に適用されます。

	従来の制度	特例
親（贈与者）の年齢	65歳以上	60歳以上
非課税枠	2,500万円	3,000万円

### 【主な一定要件】

- ①発行済株式等の総額（相続税評価額ベース）が20億円未満の会社である。
- ②贈与者が最初の贈与の直前に会社の代表者であり、発行済株式等の総数と議決権の50%超を保有している。
- ③特例を選択した贈与税の申告期限から4年を経過する日に、以下の要件をすべて満たしている。
  - ・受贈者が、その会社の代表者として経営に従事している。
  - ・受贈者が、その会社の発行済株式等の総数の50%超を保有し、かつ、議決権の50%超を有している。

（注意）この制度の適用を受けると、小規模宅地の評価減の特例、特定事業用資産である特定同族会社株式等の評価減の特例の適用が受けられなくなります。

## 2 種類株式の相続税等の評価方法の明確化

中小企業の事業承継に活用が期待される典型的な種類株式（①配当優先の無議決権株式、②社債類似株式、③拒否権付株式）の相続税法上の評価方法が明確になりました。

詳しくはQ14へ



	改正前	改正後
配当優先の無議決権株式	普通株式と同様に評価	・普通株式と同様に評価 ・相続税申告に限り5%減額も可能
社債類似株式	定めなし	社債に準じた評価
拒否権付株式	定めなし	普通株式と同様に評価

## 3 配偶者の仮装・隠ぺいの罰則の強化

配偶者が仮装・隠ぺいしていた財産を配偶者以外の相続人などが取得した場合に、配偶者に対して増える税額については、相続税の配偶者の税額軽減の対象となりません。

# I

## 相続税ってどんな税金？

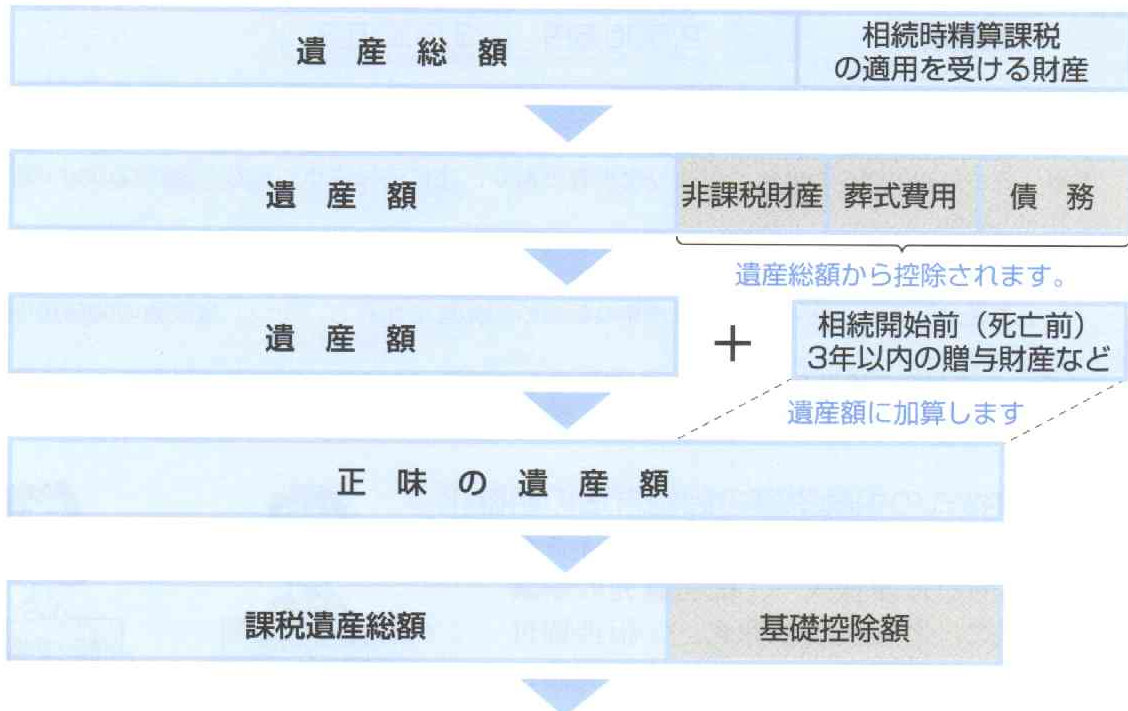
### 相続税がかかるときは？

**Q** 1 相続税はどのようなときにかかる税金ですか。

**A** 1 人が亡くなったとき、その人の財産（遺産）は家族、または遺言で指定された人に分配されるのが一般的です。相続税は、その分配された財産にかかる税金です。

相続税は、遺産から葬式にかかった費用、非課税となる財産、借入金などの債務を差し引いた額をもとに計算されます。

### 相続税のイメージ



正味の遺産額から基礎控除額を差し引いた課税遺産総額をもとに、相続税額が計算されます。





## 相続税のかかる財産は？

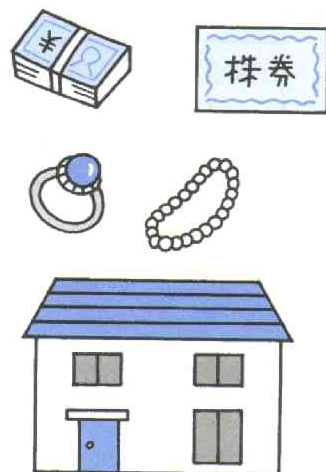
**Q 2** 相続税はすべての財産にかかるのですか。

**A 2** 有形・無形にかかわらず、一部の非課税財産を除いてほとんどの財産が相続税の対象となります。

## 相続税のかかる財産の例

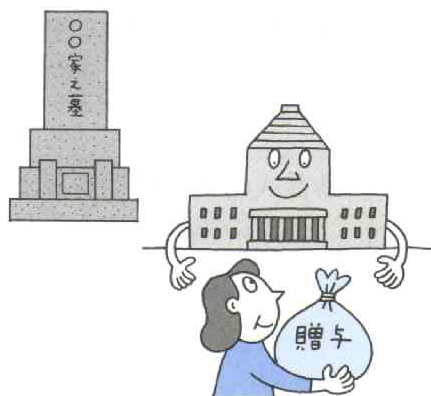
- 現金・預貯金
- 土地（田、畑、宅地、山林など）
- 建物（家屋、構築物など）
- 有価証券（株式、国債、社債など）
- 事業用財産（機械器具、商品、原材料、売掛金など）
- 家庭用財産（家具、美術品、宝石など）
- その他（ゴルフ会員権、貸付金、借地権、特許権など）

※相続税の計算にあたっては相続財産は、相続開始時（死亡時）の時価で評価されます。しかし、時価を把握するのは困難なため、税法では財産ごとに評価方法が定められています。



## 相続税のかからない財産（非課税財産）の例

- 生命保険金・死亡退職金の一部  
(500万円×法定相続人の数)
- 墓所や仏壇、仏像等  
(骨董品や投資目的で所有しているものを除く)
- 公共事業用財産  
(社会福祉事業や義務教育を行う学校の事業者等が、公共事業の用に供する財産)
- 相続税の申告期限までに国等に贈与した財産



## ◆こんな財産にまで相続税がかかります！？

相続税の対象となる財産は、亡くなった人が生前に所有していたものだけではありません。下記のように、死亡保険金、一定の条件を満たした生命保険金（Q16参照）、生前に贈与した財産なども相続税の対象となるので注意しましょう。

- 死亡退職金、亡くなった人が負担していた死亡保険金など（みなし相続財産）
- 死亡前3年以内に贈与された財産
- 相続時精算課税の適用を受けて贈与された財産
- 生前一括贈与を受けたが、贈与税の納税猶予の特例を受けた農地等
- 家族名義で作成された預貯金等で実質的に被相続人に係るもの

## 相続税の計算方法は？

**Q 3** 相続税はどのように計算されるのですか。

**A 3** まず遺産に対する相続税の総額を決定し、それから各相続人が相続する財産に応じて税額を配分します。

### 相続税の計算方法

● 次の①と②の金額を比較したときに、大きいほうは？

① 正味の遺産額

② 基礎控除額 = 5,000万円 + (1,000万円 × 法定相続人<sup>\*</sup>の数)

※Q5参照

↓ ①の場合

相続税がかかります

↓ ②の場合

相続税はかかりません

● 正味の遺産（上記①）から基礎控除額（上記②）を引きます。

● 相続税の総額を計算します。

課税遺産総額を法定相続分通りに分けた場合の、相続税の総額を計算します。

● 実際の相続割合であん分します。

相続税の総額を実際の相続割合であん分し、各人の相続税額を計算します。

● 各人の納付税額を算出します。

各人の相続税額から配偶者控除などの控除や加算等を行い、納付税額を計算します。

以下の要件に該当する人は、条件に従い加算・控除を行います。

- 財産を取得した人が一親等の親族（代襲相続人となった孫なども含む）や配偶者以外の場合には各人の相続税額の20%の金額を加算した金額が納付税額となります。
- 死亡前3年以内に贈与を受けたり、相続時精算課税を利用して贈与を受けた場合は、すでに支払った贈与税を控除します。
- 配偶者の場合は配偶者控除を行います。
- その他の控除を行います。
  - ・ 未成年者控除 {60,000円 × (20歳 - 相続開始時の相続人の年齢)}
  - ・ 障害者控除 {60,000円 × (70歳 - 相続開始時の相続人の年齢)}
  - ・ 特別障害者の場合は {120,000円 × (70歳 - 相続開始時の相続人の年齢)}

※10年以内に相次いで相続があった場合でも、相続税の軽減対象となります。

### 正味の遺産額

遺産(みなし相続財産を含む)から、非課税財産、葬式費用、債務などを引いたものです。

$$\text{遺産} + \left( \begin{array}{l} \cdot \text{相続時精算課税の適用を受ける財産} \\ \cdot \text{死亡前3年以内に贈与された財産} \\ \cdot \text{みなし相続財産等} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{l} \cdot \text{非課税財産} \\ \cdot \text{葬式費用等}^{*1} \\ \cdot \text{債務等}^{*2} \end{array} \right)$$

※1 葬式・葬送の費用、埋葬・火葬に要した費用、その他通常の葬式等に伴う費用で相当と認められるもの(ただし、墓碑・墓地の購入費用、香典返礼費用などは含まれません)

※2 借入金・事業上の買掛金(相続開始時に現存するもの)、未払いの入院・治療費、納付の確定している所得税・住民税・固定資産税など

例：課税遺産総額が1億円(正味の遺産額1億8,000万円)、法定相続人が妻と子2人の場合

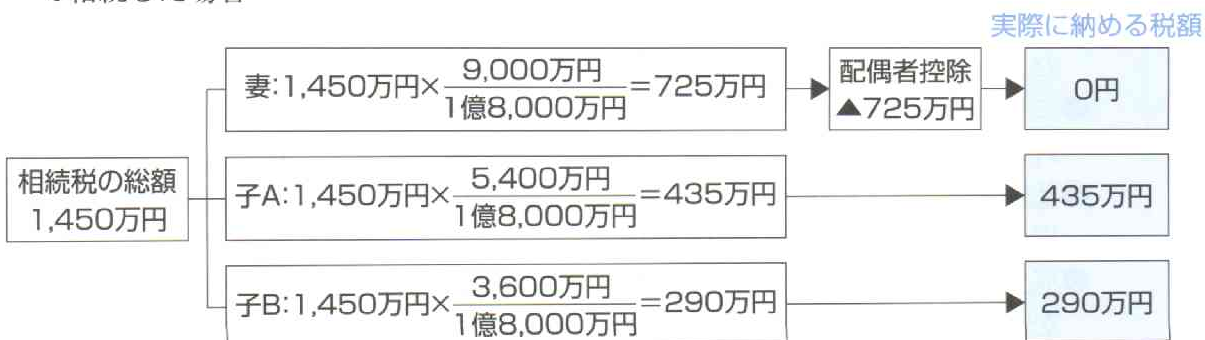


### 相続税額速算表

各法定相続人の取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
1,000万円超～3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超～5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超～1億円以下	30%	700万円
1億円超～3億円以下	40%	1,700万円
3億円超	50%	4,700万円

相続税の総額(例：1,450万円)を実際の相続割合であん分

●正味の遺産額1億8,000万円を、妻が9,000万円、子Aが5,400万円、子Bが3,600万円で相続した場合





## 相続税の負担額は？

**Q 4** 相続税はどのくらいかかるのですか。

**A 4** 相続税は法定相続人が多いほど負担額は軽くなります。また、配偶者が取得した財産には、ほとんど相続税がかからない仕組みになっています。

### 相続税額の試算

相続人（妻または子）の取得額が法定相続分の場合

遺産の総額 相続人	2億円	3億円	5億円	10億円
妻のみ	0万円	0万円	0万円	0万円
妻と子1人	妻 0万円 子 1,250万円	妻 0万円 子 2,900万円	妻 0万円 子 6,900万円	妻 0万円 子 1億8,550万円
妻と子2人	妻 0万円 子① 475万円 子② 475万円 (計 950万円)	妻 0万円 子① 1,150万円 子② 1,150万円 (計 2,300万円)	妻 0万円 子① 2,900万円 子② 2,900万円 (計 5,800万円)	妻 0万円 子① 8,325万円 子② 8,325万円 (計 1億6,650万円)
子1人	3,900万円	7,900万円	1億7,300万円	4億2,300万円
子2人	子① 1,250万円 子② 1,250万円 (計 2,500万円)	子① 2,900万円 子② 2,900万円 (計 5,800万円)	子① 6,900万円 子② 6,900万円 (計 1億3,800万円)	子① 1億8,550万円 子② 1億8,550万円 (計 3億7,100万円)

(注意1) この表の相続税額は、妻と子（成人）が遺産分割により、法定相続分通り遺産を取得しているものとし、妻の税額からは、配偶者の税額軽減額を控除して計算しています。

※配偶者が取得した財産が1億6,000万円以下、または法定相続分相当額の場合は、配偶者に相続税はかかりません。

(注意2) この表の「遺産の総額」は、基礎控除額を控除する前の「課税価格の合計額」を意味します。

### ◆相続時精算課税とは？

65歳以上の親から20歳以上の子（推定相続人）が贈与を受けたときに、特別控除2,500万円を超えた部分に一律20%の贈与税を支払います。そして、親が亡くなったときに、その贈与財産と相続財産をもとに相続税額を計算し、すでに支払った贈与税額を相続税額から控除する制度です（年齢は、贈与した年の1月1日現在のものです）。

- 一度、この制度を選択すると相続時まで継続され、取り消しはできません。また、毎年110万円の贈与税の基礎控除がなくなります。
- この制度の対象となる贈与者以外から財産の贈与があった場合は、この制度の対象となる財産とは区分して、暦年課税での贈与税額を計算します。
- 住宅取得資金の贈与の場合で、一定の要件を満たすときは、特別控除が3,500万円になります（平成19年12月31日まで）。
- 取引相場のない株式等の贈与の場合で、一定の要件を満たすときは、親の年齢が60歳以上となり、特別控除が3,000万円になります（平成20年12月31日まで）。



# II

## 財産は、誰に、どのように相続されるのか？

### 財産を相続する人と相続割合は？

**Q 5** 財産は、誰に、どのように相続されるのですか。









**A 5** あなた（被相続人）の財産を相続する人を相続人といい、民法では、その範囲（法定相続人）や相続できる順位、財産の取得割合が決められています。

法定相続人の範囲は、あなたから見て次のようになります。

法定相続人の範囲	配偶者	夫または妻
	子供	子供がすでに死亡しているときは、その孫※ ※相続人がすでに死亡しているときは、その子供等が相続します（代襲相続）。
	親	配偶者の親は含みません 親が死亡しているときは、祖父母
	兄弟姉妹	

これらの人がすべて相続人になるわけではありません。

一定の順序にしたがって、相続人になる人（相続順位）、その人が相続権を主張できる財産の取得割合（法定相続分）が定められています。

相続順位	法定相続人と法定相続分	
第1順位	配偶者  $\frac{1}{2}$	子供   $\frac{1}{2}$ (人数で分けます)
第2順位	配偶者  $\frac{2}{3}$	親   $\frac{1}{3}$ (人数で分けます)
第3順位	配偶者  $\frac{3}{4}$	兄弟姉妹  $\frac{1}{4}$ (人数で分けます)



	配偶者がいるとき 	配偶者がいないとき 
(1) 子供が2人(長男・長女)のとき 	 <p>妻と子供だけが相続人となり、妻が1/2、残り1/2を子供の数で分けます。したがって子供が2人のときは、1/4ずつ、3人のときは1/6ずつとなります。</p>	 <p>子供だけが相続人となり、財産を子供の人数で分けます。したがって子供が2人のときは、1/2ずつ、3人のときは1/3ずつとなります。</p>
(2) 子供2人(長男・長女)のうち、1人(長男)がすでに亡くなっているとき 	 <p>長男が被相続人よりも先に亡くなっているため、長男の相続分を孫(長男の子供)が相続します(代襲相続)。</p>	 <p>長男が被相続人よりも先に亡くなっているため、長男の相続分を孫(長男の子供)が相続します(代襲相続)。</p>
(3) 子供や孫がいないとき 	 <p>第2順位に相続権が移り、配偶者が2/3、親が1/3(父と母で1/6ずつ)を相続します。</p>	 <p>第2順位に相続権が移り、親がすべて(父と母で1/2ずつ)を相続します。</p>
(4) 子供、孫、親もいないとき(ただし、弟が1人いる) 	 <p>第3順位に相続権が移り、配偶者が3/4、兄弟姉妹が1/4を相続します。兄弟姉妹が複数いるときは人数で分けます。</p>	 <p>第3順位に相続権が移り、兄弟姉妹が相続し、財産を兄弟姉妹の人数で分けます。</p>

**◆遺産分割協議書を必ず作成しましょう！！**

遺産配分が終わったら、遺産分割協議書を作成しましょう。正式な書面にすることで協議後のトラブルを避けることができます。また、相続財産の名義変更や相続税の申告の際に必要なになります。

書式等は、誰がどの財産を相続したのかを正確に明記し、相続人全員の自署、実印による捺印があれば、特に決まりはありません。

協議書の原本と印鑑証明書は相続人各人が保管します。



法定相続分よりも多く残したいときは？

**Q 6** 妻と子供(2人)がいます。子供に妻のことを頼みたいので、法定相続分よりも多く財産を残してやりたいのですが、どうすればいいでしょうか。

**A 6** 相続人のうち特定の人に多くの財産を残したいとき、あるいは相続人以外の人に財産を残したいときは遺言を活用するとよいでしょう。

相続人が妻と子供2人のときの法定相続分は、妻が2分の1、子がそれぞれ4分の1ずつになりますが、子供に妻の世話を頼むので、子供に法定相続分よりも多く（例えば、それぞれ5分の2ずつ）財産を残したいときは、遺言が必要です。

○法定相続分だと…… ▶ ○遺言を活用すると……

妻 $\frac{1}{2}$	妻 $\frac{1}{5}$
子A $\frac{1}{4}$	子A $\frac{2}{5}$
子B $\frac{1}{4}$	子B $\frac{2}{5}$

$\frac{1}{4}$  ずつしか残せない

$\frac{2}{5}$  ずつ残すことができる



◆遺留分とは？

遺言によって相続人に財産を残すとき（遺贈）は、法定相続分より優先します。しかし、相続人の利益を保護する観点から、一定の遺留分が定められています。

したがって、相続人が遺贈によって財産を取得しようとしても、他の相続人が遺留分の権利を主張すれば、遺留分に相当する部分の遺贈は認められません。

遺留分の額は、法定相続分の $\frac{1}{2}$ となっています。たとえば、相続人の態様によっては下記の表の通りになります。

相続人の態様	相続財産に対する各相続人の遺留分
配偶者のみ	$\frac{1}{2}$
配偶者と子（代襲相続を含む）	配偶者： $\frac{1}{4}$ 子： $\frac{1}{4}$
子のみ（代襲相続を含む）	$\frac{1}{2}$
配偶者と父母（直系尊属のみ）	配偶者： $\frac{1}{3}$ 父母： $\frac{1}{6}$
父母（直系尊属のみ）	$\frac{1}{3}$ ※兄弟姉妹には遺留分なし

## きちんと遺言を残すには？

**Q** 7 遺言は文書にしておくだけでよいのですか。また、注意すべきことがあれば教えてください。

**A** 7 法律上の要件を満たした文書による遺言でなければ、法律上の効力はありません。また、内容については誤解が生じないように書く必要があります。

### 代表的な遺言の種類と注意点

#### ①自筆証書による遺言



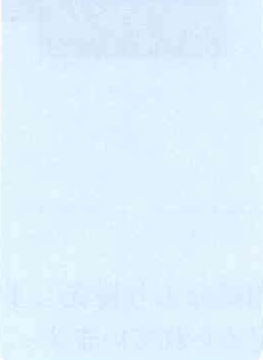
遺言者が自筆で全文を書く遺言です。

- ・遺言には、遺言した日の日付と氏名の記載と押印が必要です。
- ・ワープロやテープレコーダーによるものは無効です。
- ・家庭裁判所の検認の手続きが必要です。

自署



#### ②公正証書による遺言



遺言者の口述にもとづき、公証人が遺言書を作成します。

- ・公証人が筆記した遺言書を2人以上の証人に読み聞かせ、または閲覧させ、その筆記が正確なことを承認したあと、遺言者・証人が自署・押印し、さらにどのように遺言書がつけられたのかを公証人が付記します。
- ・遺言の原本は公証人役場に保管されます。



\*争いを防止するという点では、公正証書がよいでしょう。

#### ③秘密証書による遺言



遺言の存在を明らかにしながら、その内容を秘密にして作成します。

- ・遺言者が署名・押印した遺言書を封じ、封印（遺言書と同一のもので）します。公証人1人、証人2人以上の前に提出して、自己の遺言である旨、氏名と住所を申述し、さらに公証人が日付と遺言者の申述を封書に記載したあと、遺言者と証人とともに署名・押印します。
- ・執行にあたっては家庭裁判所の検認が必要となります。



#### ◆遺言の注意点

遺言は何回も書き直すことができます。

ただし、自筆証書や公正証書等の形式にかかわらず日付の一番新しいものが有効となります。



# Ⅲ

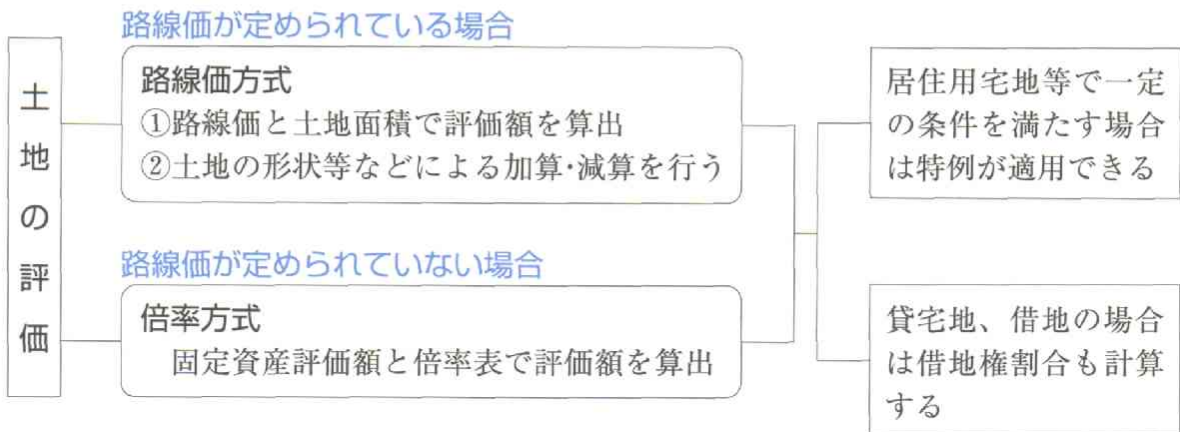
## 相続財産はどのように評価されるのか？

### 土地はどのように評価されるのか？

**Q 8** 親から受け継いだ土地を持っているのですが、相続にあたっては、どのように評価されるのですか。

**A 8** 土地は利用目的（住宅用、事業用、農業用など）によって評価方法が異なります。ここでは、住宅用（宅地）の評価方法を中心に説明します。

◆宅地の評価方法には、一般的に2通りあります。



### ●路線価方式

国税庁は毎年、路線（道路）に面する標準的な土地の1㎡当たりの価格（路線価）を定めており、これに宅地の面積を乗じて評価額を計算します。

#### 〈路線価図の例〉



左記の路線価図では、歌舞伎座の正面路線価は1㎡当たり492万円となっています。この価格に土地の形状等による加算・減算を行うことで、最終的な評価額が決まります。

〈加算例〉 ○2つの道路に面している（角地など）

〈減算例〉 ○間口（道路に面する部分）が狭い ○奥行が異常に長い（短い）  
○土地の中に崖などが含まれる ○土地の形が三角形など

### ●倍率方式

路線価が定められていない土地は、その土地の固定資産税評価額に国税局長等が一定の地域ごとに定めた倍率を乗じて計算します。

※路線価や倍率方式で使用する倍率については、「路線価図」や「評価倍率表」で確認してください（国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）で閲覧できます）。固定資産税評価額は市町村の税務課（東京23区では都税事務所）で調べることができます。

## 宅地はどのように評価されるのか？

**Q 9** 私が亡くなったあと、今の家にそのまま家族が住むことになると思うのですが、相続時の土地の評価はどうなるのでしょうか。

**A 9** あなたや家族が住んでいた、あるいは事業に使用していた宅地については、家族の生活や事業を守る観点から、評価額を減額する特例があります（小規模宅地の特例）。

### 小規模宅地の特例

①一般の小規模宅地等……………50%減額

被相続人（あなた）もしくは被相続人（あなた）と同一生計であった親族が居住・事業（不動産貸付業等を含む）に使用していた宅地等で200㎡までの部分の評価額が50%減額されます。



②特定の小規模宅地等……………80%減額

小規模宅地等の対象であり、今後も居住・事業を継続する場合については、減額の対象になる面積、減額割合が大きくなります。

<ul style="list-style-type: none"><li>●被相続人と同居していた親族が引き続き住む</li></ul>	<p>240㎡まで 80%減額</p>
<ul style="list-style-type: none"><li>●被相続人の事業または同居する親族の事業（不動産貸付業等を除く）を引き続き営む</li><li>●所定の要件を満たす同族会社の事業に引き続き供される</li></ul>	<p>400㎡まで 80%減額</p>

※特例の要件を満たす宅地等が複数あるときは、限度面積の調整を行います。

また、遺産分割が成立していないと、この特例の適用は受けられません。

※小規模宅地等の評価の特例は複雑なため、詳細はTKC会計事務所にご相談ください。



建物はどのように評価されるのか？

**Q 10** 建物はどのように評価されるのですか。また賃貸アパートの場合は、どうなるのですか。

**A 10** 建物の固定資産税評価額によって評価します。賃貸アパートなど貸家の場合には、借家権割合を控除し、さらに賃貸割合を乗じて評価します。

$$\text{貸家の評価額} = \text{固定資産税評価額} \times (1 - \text{借家権割合} \times \text{賃貸割合})$$

土地を他人に貸しているときは？

**Q 11** 他人に貸している土地があります。この場合、土地の評価はどのようになるのですか。

**A 11** 相続の対象となる土地の上に他人の建物が建っている場合は、一般に建物の所有者に借地権が生じます。そのため財産評価上、借地権割合を差し引いて評価します。

この区分の基準となる借地権の割合は、路線価図や倍率表によって、地域ごとに定められており、路線価図では価額のうしろにアルファベット（A=90%、B=80%、C=70%、D=60%、E=50%、F=40%、G=30%）で表示されています（11頁路線価図参照）。

<例> 自用地評価額が1億円、借地権割合が70%

$$\text{貸宅地の評価額} = 1\text{億円} \times (1 - 0.7) = 3,000\text{万円}$$

土地の上に自分の賃貸アパート等が建っているときは？

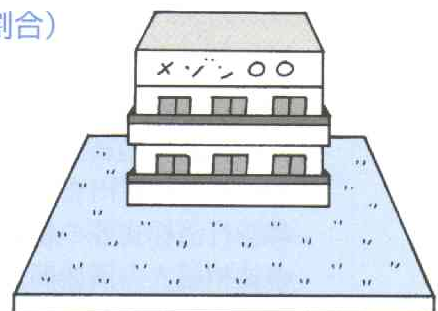
**Q 12** 私の所有する土地にはアパートが建っています。相続時に土地の評価額はどのようになるのでしょうか。

**A 12** 土地の上に自分の賃貸建物が建っているときは、土地所有者は土地の使用収益権が一部制限されている状況になっています。そのため、一定の金額が減額されます。

$$\text{自用地評価額} \times (1 - \text{借地権割合} \times \text{借家権割合} \times \text{賃貸割合})$$

<例> 土地の評価額が1億円、借地権割合60%、借家権割合30%、賃貸割合90%、のとき

$$1\text{億円} \times (1 - 60\% \times 30\% \times 90\%) = 8,380\text{万円}$$



減額

## 有価証券の評価は？

**Q 13** 父は株式を残して亡くなりましたが、株式はどのように評価されますか。

**A 13** 株式は証券取引所で売買されているもの（上場株式）と、そうでないもの（非上場株式）とで評価方法が異なります。

上 場 株 式	非上場株式（取引相場のない株式）
次のいずれかの低い価格で計算します。 ①相続開始の日の終値 ②相続開始月の終値の月平均額 ③相続開始月の前月の終値の月平均額 ④相続開始月の前々月の終値の月平均額	「株式の持株割合」と「発行会社の規模」によって評価方法が決められます。具体的には「相続税財産評価基本通達」に定められています。 ①純資産価格方式 ②類似業種比準価格方式 ③上記①と②の併用方式 ④配当還元方式

## 取引相場のない種類株式の評価は？

**Q 14** 当社では、事業承継に活用するため、配当優先の無議決権株式等の種類株式を発行しています。相続税の評価はどのようになりますか。

**A 14** 中小企業の事業承継に活用が期待される典型的な種類株式（3種類）についての評価方法は次のようになります。

配当優先の 無議決権株式	原則は、普通株式と同様に評価。ただし、同族株主が相続（または遺贈）により取得した場合には、相続税申告に限り納税者の選択により、無議決権株式の評価額を普通株式評価額から5%評価減することも可能（その場合、無議決権株式の評価減分を議決権株式に加算）。
社債類似株式 （一定期間後に償還される特定の無議決権+配当優先株式）	社債に準じた評価（発行価額に配当を利息とみなして加算して評価） ただし、社債類似株式は、次の要件を満たしていること ①優先配当 ②無議決権 ③一定期間後に発行会社が発行価額で取得 ④残余財産分配は発行価額を上限 ⑤普通株式への転換権なし
拒否権付株式 （普通株式+拒否権）	普通株式と同様に評価

### ◆特定同族会社の株式等は課税価額が減額される！

個人が相続または遺贈により取得した取引相場のない株式等のうち、その会社の発行済株式等の総数の3分の2以下に相当する部分については、次の要件を満たせば、価額のうち10億円を限度として、相続税の課税価額が10%減額されます。

- 発行済株式等の総額が20億円未満（相続税評価額ベース）
- 被相続人の同族関係者（6親等内の親族等）が発行済株式等の総数の50%超を所有しており、相続人が引き続き所有し、かつ役員として会社の経営に従事している



預貯金やゴルフ会員権、その他の動産の評価は？

**Q 15** 相続財産の中に定期預金やゴルフ会員権などがあります。評価はどうなりますか。

**A 15** 預貯金は、相続開始時の残高と利子が相続財産として評価されます。ゴルフ会員権は、取引相場の有無など形態によって評価方法が異なります（単なるプレー権のみのもものは評価しません）。

預金	残高 + 既経過利子 - 源泉所得相当額 ※利子は、相続発生時に解約したと仮定して算定 (注意) 預金は、家族名義であっても実質的に被相続人が保有・管理していたものは相続財産と見なされる場合があります。		<p>父が残してくれたの 定期預金</p>
ゴルフ会員権	取引相場	有	通常の取引価格の70% ※預託金等がある場合は加算
		無	株式制度による会員権
	預託金方式の会員権		返還される預託金等によって評価
絵画・骨董品等	専門の鑑定家による評価		

生命保険金や死亡退職金の相続税は？

**Q 16** 父が亡くなった際、父の生命保険金を受け取りました。また父の会社からは死亡退職金が支払われました。相続税はどうなるのでしょうか。

**A 16** 生命保険金や死亡退職金はみなし相続財産として相続税がかかりますが、それぞれ一定の非課税枠があります。

生命保険金	非課税枠（500万円×法定相続人の数）
死亡退職金	非課税枠（500万円×法定相続人の数） ※会社からの弔慰金は非課税ですが、過度に高額の場合は、退職金として取り扱われる場合がありますので、注意しましょう。

(注意) 平成19年度改正により、日本の保険業法の免許等を受けていない外国の保険会社との契約による保険金もみなし相続財産として相続税がかかります。

# IV

## 相続税の申告・納付のスケジュールは？

### 相続税の申告と納付は？

**Q 17** 相続税の申告と納付はいつまでにすればよいのですか。

**A 17** 相続の開始があったことを知った日（通常は、被相続人が亡くなった日）の翌日から10か月以内（10か月目の日まで）に申告・納付しなければなりません。

例えば、平成19年5月11日に相続が開始した（被相続人が亡くなった）場合は、平成20年3月11日までに現金で一括に納付しなければなりません。

●相続税の申告書を提出しなければならない場合は？

- ① 正味の相続額が基礎控除額を超えるとき
- ② 配偶者に対する相続税額の軽減の適用を受けるとき
- ③ 小規模宅地の評価の特例を受けるとき



### 現金での一括納付が難しいときは？

**Q 18** 相続財産が、不動産や有価証券中心だったので、現金での一括納付が難しいのですが。

**A 18** 一定の条件のもとに相続税の年払いによる延納を行うことができます。また、延納によっても難しいときは、一定の条件のもとに相続財産で納める物納による方法もあります。

●延納

- ・ 利子税の納付や担保の提供が必要
- ・ 金銭による納付が困難な理由があること

●物納

- ・ 延納による納付が困難な理由があること
- ・ 国内財産であることと、次の順位による  
第1順位…国債、地方債、不動産、船舶  
第2順位…社債、株式、証券投資信託、貸付信託の受益証券  
第3順位…動産

不動産で  
納税します





## ■ 申告までのスケジュール

相続の開始から申告期限の10か月までの標準的なスケジュールは次のようになります。

<p>相続の開始</p> <p>↓</p> <p>3か月以内</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被相続人の死亡（相続の開始）</li> <li>● 葬儀</li> <li>● 四十九日の法要</li> <li>● 遺言書の有無の確認</li> <li>● 遺産・債務・生前贈与の概要と相続税の概算額の把握</li> <li>● 遺産分割協議の準備</li> <li>● 相続の放棄または限定承認</li> <li>● 相続人の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 死亡届の提出</li> <li>・ 葬式費用の領収書の整理・保管</li> <li>・ 家庭裁判所の検認・開封</li> <li>・ 未成年者の特別代理人の選定準備（家庭裁判所へ）</li> <li>・ 家庭裁判所へ申述</li> </ul>
<p>↓</p> <p>4か月以内</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 百か日の法要</li> <li>● 被相続人に係る所得税の申告・納付（準確定申告）</li> <li>● 被相続人に係る消費税・地方消費税の申告・納付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被相続人の死亡した日までの所得税を申告</li> <li>・ 被相続人の死亡した日までの消費税・地方消費税を申告</li> </ul>
<p>↓</p> <p>10か月以内</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 根抵当の設定された物件の登記（6か月以内）</li> <li>● 遺産の調査・評価・鑑定</li> <li>● 遺産分割協議書の作成</li> <li>● 各相続人が取得する財産の把握</li> <li>● 未分割財産の把握</li> <li>● 特定の公益法人へ寄付等</li> <li>● 特例農地等の納税猶予の手続き</li> <li>● 相続税の申告書の作成</li> <li>● 納税資金の検討</li> <li>● 相続税の申告・納付（延納・物納の申請）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業委員会への証明申請等</li> <li>・ 被相続人の住所地の税務署に申告</li> </ul>

相続税についての疑問やご相談は、TKC会計事務所にお問い合わせください。

平成19年度税制改正対応版  
**Q&A かんたん相続税**

2005年8月9日 初版発行  
 2007年4月25日 第2版第1刷発行

監修 株式会社TKC出版  
 発行制作 TKC全国資産対策研究会  
 〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-8  
 日本YWCA会館4F ☎03(3239)0068  
 ©TKC出版 2007 無断転載・複製・複写を禁じます。